

～あなたにお伝えしたいこと～

## アイリスホットライン



**アイリスホットライン**  
やさしい  
☎ 048-839-8341  
相談無料・24時間365日受付

あなたが前を向けるように  
あなたの話を聞かせてください

## あなたは悪くありません

あなたは今、

- 怒りや悲しみを感じたり・・・。
- 自分が嫌いになったり・・・。
- 何も感じなかったり・・・。
- 何も考えられなくなったり・・・。
- 気持ちが落ち込んだり・・・。
- 記憶がなくなったり・・・。

という状態を経験していませんか？

これらの反応は、突然の被害後に、多くの人が経験するものです。

同意のない、対等でない、強要された性行為は全て性暴力です。

性暴力はあなたに対する著しい人権侵害であり犯罪です。

悪いのは全て犯人。あなたは悪くありません。

## あなたは一人ではありません

アイリスホットラインがあなたを支援します。

アイリスホットラインは、埼玉県、埼玉県警察、(公社)犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会が連携して運営しています。

アイリスホットラインでは、法的に守秘義務のある専門の女性相談員が、無料で相談に応じ、あなたの気持ちに寄り添った支援を行います。

### アイリスホットラインがあなたのためにできること・・・

- 電話で相談に応じます。
  - 面談による相談に応じます。
  - あなたが希望すれば、病院や警察へ付き添います。
  - あなたの代わりに、医師や警察官に事情を説明することもできます。
  - 被害に伴う医療費の助成制度があります。
  - 無料で弁護士に相談することができます。
- ※ 医療費助成や弁護士相談には一定の要件がありますが、支援は全て無料です。

アイリスホットライン ☎ 048-839-8341

相談無料 24時間365日受付

## 今しかできないこと

警察への届出・・・あなたは今、つらく苦しい気持ちから警察への届出など考えられない気持ちかもしれません。

しかし、犯人が残した証拠資料は早い段階で採取しなければ、なくなってしまう可能性があります。

警察への届け出は、アイリスホットラインに相談しながら一緒に考えていくことができます。警察へ届け出る、出ないはあくまであなたの自由です。

医療機関では、警察への届出を迷っている場合でも、診察の際に犯人の残した証拠資料を、あなたの身体から採取することができます。

もちろん、あなたの気持ちが決まるまで、警察へあなたの個人情報は提供されませんし、あなたが捨てて欲しいと言えば、資料は廃棄します。

## あなたの個人情報は守られます

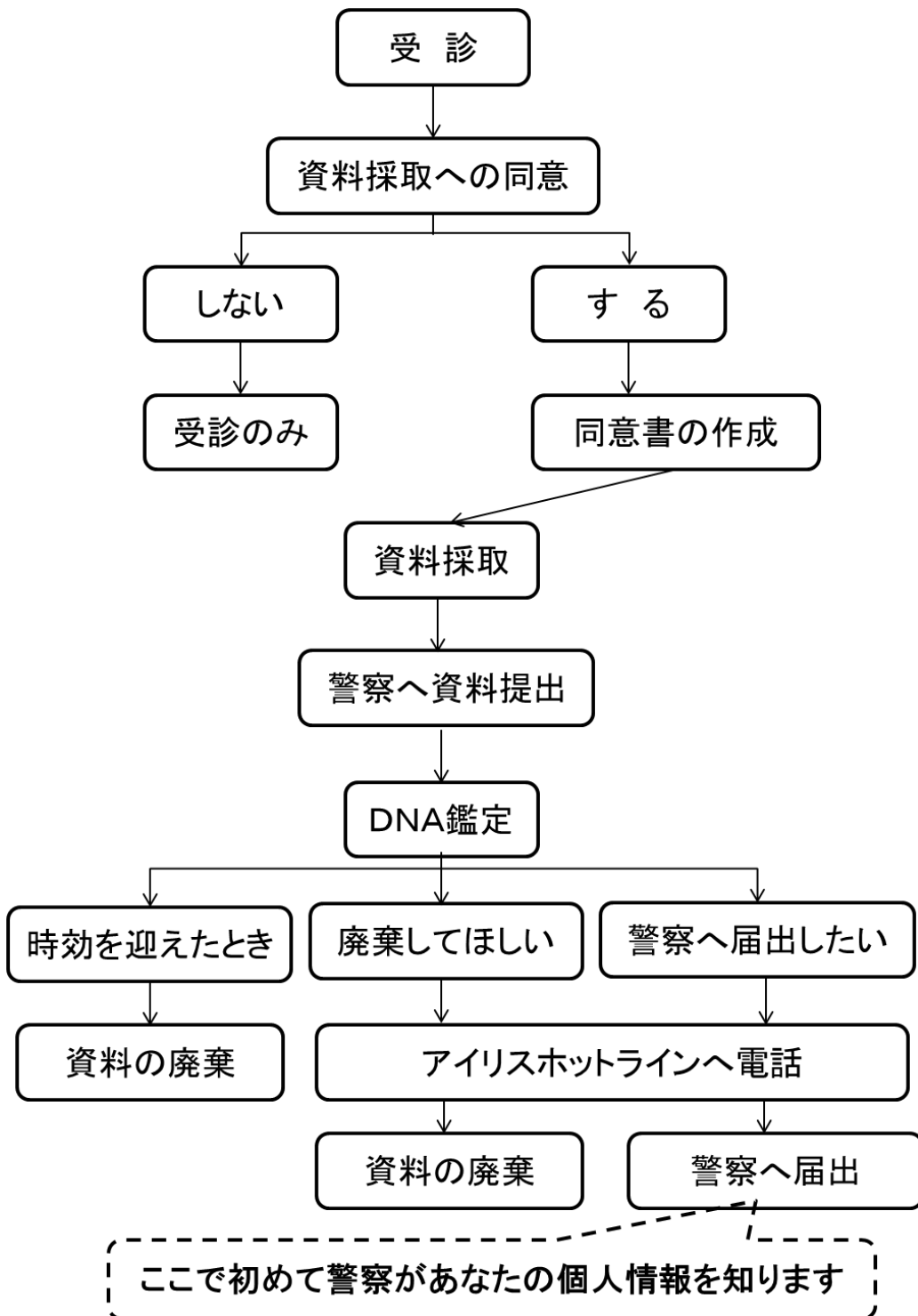
- あなたの気持ちが決まるまで、医療機関から警察に対して、あなたの住所や氏名などの個人情報は連絡しません。
- 資料は医療機関から警察に提出しますが、この資料にあなたの個人情報は一切ありません。
- 資料採取に関する同意書には、氏名、住所欄がありますが、これは医療機関が保管するものであり、警察には渡しません。

つまり

**証拠採取＝警察へ個人情報が伝わる というわけではありません。  
採取した資料は、あなたの意志でいつでも廃棄することができます。**

**あなたの気持ちを最大限に尊重します**

# 受診・資料採取のながれ



# Q & A

Q 1 : なぜ資料の採取が必要なのですか？

A 1 : 犯人を特定するためには証拠が不可欠です。

あなたの体などに残された犯人が残した資料（体液、精液など）から検出されるDNA型は「証拠」となるため、犯人を捕まえ、罰するために資料の採取が必要なのです。

この資料の採取は、早い段階で行わないと有力な情報が失われ、犯人を捕まえ、罰することができなくなってしまう可能性があります。

Q 2 : 必ず資料採取をしなければいけませんか？

A 2 : そのようなことはありません。

あなたが希望しないときは、資料の採取は行いません。

ただ、Q 1の説明のとおり、後日警察に届出をしたときに、重要な証拠がない状態になってしまうおそれがあります。

今はまだそのようなことを考える気持ちにはなれないかもしれませんが、早い段階での資料採取をおすすめします。

Q 3 : 資料採取したら警察と関わらなければいけませんか？

A 3 : 前ページの「受診・資料採取のながれ」のとおり、あなたが「警察に届出をする」という意思表示をしない限り、警察があなたの個人情報を知ることはありません。

あなたが、「警察とは関わりたくない」という場合でも、アイリスホットランがあなたを支援します。

Q 4 : 資料採取はどのように行うのですか？

A 4 : あなたの身体から、綿棒でぬぐうように採取をします。

Q 5 : なぜ同意書の作成が必要なのですか？

A 5 : 同意書には、

- ① 資料を採取することへの同意
- ② 採取した資料の所有権が病院に帰属することへの同意
- ③ 採取した資料と連絡票を病院から警察へ提出することへの同意
- ④ 採取した資料についてDNA型鑑定をすることへの同意
- ⑤ 採取した資料と連絡票の処分を病院・警察に任せることへの同意が記載されています。

①については、文章のとおりです。

②については、あなたの身体から採取した資料は、本来はあなたに所有権があります。しかし、警察に資料を提出し保管・鑑定してもらう際に、あなたの個人情報を伏せるため、資料の所有権を、あなたから、資料を採取した病院に移すということです。

つまり、これによりあなたの個人情報が病院から外にでることはないということになります。

③については、文章のとおりですが、連絡票についてはQ 6で説明します。

④については、あなたの身体から採取した犯人の残した資料のDNA鑑定を行うことに対する同意です。なお、DNA鑑定を行う際にも、あなたの住所、氏名などの個人情報は必要ありません。

⑤については②と同様の理由による項目となりますが、あなたが資料の廃棄を希望すれば、資料は廃棄されます。

Q 6 : なぜ連絡票の作成が必要なのですか？

A 6 : 連絡票は病院が作成します。連絡票にはあなたから医師が聞き取った情報や怪我の有無などが記載されます。

この書類は、資料と共に病院から警察に提出されますが、あなたの個人情報を記載する欄はありませんので、警察があなたの個人情報を知ることはありません。

また、連絡票には、被害に遭った場所や時間を記載する欄がありますが、あなたが警察への届出をするまでは、捜査は行われません。

Q 7 : 警察へ届け出た場合の手続きや、資料の廃棄などについて聞きたいのですが？

A 7 : アイリスホットラインにお電話ください。

アイリスホットラインでは、警察への届出の有無に関わらず、あなたを支援します。

- ・ 病院でも説明を受けたが、被害のショックからほとんど覚えていない。
- ・ 警察へ届出をした後、どのような手続きが必要なのだろうか？
- ・ 警察へ届出に行きたいので、付き添って欲しい。
- ・ 採取した資料を廃棄してもらいたい。
- ・ 健康保険を使わずに受診したので、高額な診療費がかかった。
- ・ 弁護士に被害について相談したい。
- ・ とにかく誰かに話を聞いてもらいたい。

などの場合には、まずアイリスホットラインにお電話ください。

**相談や支援は全て無料**ですので、ご安心ください。

アイリスホットライン ☎ 048-839-8341

相談無料 24時間365日受付

アイリスホットラインは、埼玉県が（公社）埼玉犯罪被害者援助センターに運営を委託している、性暴力等犯罪被害専用相談電話です。

（公社）埼玉犯罪被害者援助センターは、埼玉県公安委員会から指定を受けており、法的な守秘義務のある団体ですので、安心してご相談ください。